

市電・市バスの事故・トラブル情報の公表について (令和8年1月分)

○ 市 電

□重大な軌道運転事故（軌道事故等報告規則第3条第1項（速報）に該当するもの）

- ・該当ありませんでした。

□輸送の安全に係るもので、上記以外のもの

- ・道路障害（3件）、車内転倒（1件）

	概 要	場 所
1	【道路障害】 相手車が電車の進行先直前で軌道を横切ろうと直進して進入したため、接触したものの。	市立病院前停留場～ 中洲通停留場 (2系統上り)
2	【道路障害】 相手車が交通信号を確認せず直進し、左折する電車に接触したものの。	高見馬場交差点 (1系統下り)
3	【車内転倒】 発車直後に制動を執ったところ、乗客がバランスを崩して運転席仕切り板に手をつき、負傷したものの。	鴨池停留場 (1系統上り)
4	【道路障害】 電車運転士が接触限界を見誤り、進行し接触したものの。	栈橋通り交差点 (2系統下り)

自動車等が右折する際、軌道敷内に進入するときに最も危険です。

軌道敷内に進入する際は、必ず後方確認を十分に行ってください。

○ 市 バ ス

□重大な自動車事故（自動車事故報告規則第4条（速報）に該当するもの）

- ・該当ありませんでした。

□輸送の安全に係るもので、自動車事故報告規則第3条（報告書の提出）に該当するもの
(上記を除く)

- ・該当ありませんでした。

**バスの発進・停止時は大変危険ですので、車内ではなるべくご着席いただき、
やむを得ずお立ちの時は、手すりなどにしっかりとおつかまりください。**